

オークション規約

本規約は有限会社夏目書房（以下当社）が主催する Tokyo Culture Auction（以下その頭文字を取って TCA とします）を通じて美術品、古書等を売買する際の諸規則を定めたものです。

事前によくお読みいただき、各条項をご了解のうえ当オークションにご参加ください。当社にて作品を委託した、入札した（ビッド）および売買契約が成立した時点で、その該当者および関係者はこの規約に同意したものとみなします。ただし、当社との間で別途契約や同意がある場合は、その契約や同意を優先いたします。

(1) オークションへの参加

1. 公開の原則

TCA は公開のオークションであり、当社が定める入会受付で誰でも加入し、オークションに買い手として参加することができます。しかしながら、当社は当社独自の判断で、理由を告げず、競売参加を拒否する権利を有します。

2. 出品登録、カタログ購読会員および会員番号

出品登録が必要です。出品登録をされた方にはカタログを送付いたします。なお送料手数料等は申込者の負担となります。

参加のお申し込みをいただきますと、各参加者に〈会員番号〉が割り当てられ、これが TCA で売買される際の参加者としての ID ナンバーとなります。古物営業法により、初めて参加されるお客様は、本人確認書類の提示とそのコピーを提出してください。

3. 出品登録に含まれるもの

- ①カタログ（送料も含み、1 回につき 1 部）
- ②オークションに出品して保有作品を売却（出品数に関わり無く出品登録料無料）、オークションに参加して希望のロットを購入する権利。
- ③委託入札、電話入札のサービス
- ④ TCA に出品する際の当社による作品調査。ただし、所定の機関に鑑定を依頼する場合や遠隔地への交通費等の実費は含みません。
- ⑤出品作品をカタログに掲載する際の写真撮影、原稿作成の費用。

(2) カタログ

TCA カタログ(以下カタログ)は開催日の 2 ～ 3 週間前を目途に発行されます。また、下見会やオークション当日に登録のお申し込みをされた方はその場でカタログをお渡しいたします。カタログに掲載されている作品は法令および政省令に基づき著作権に配慮した構成を心がけており、可能な限り著作権の使用について許諾を得ておりますが、著作権者の特定が困難な作品もございます。著作権所有の方で、著作物の複製について、ご不明な点やお気づきの点があれば、ご一報くださいますようお願い申し上げます。

1. カatalog記載の決め事

カタログ記載に関して、特別の記述表現規則を設ける場合は、カタログの中にその旨を明記します。

2. 記述内容についての免責

作者あるいは想定される作者、最初の出所、時代、古さ、サイズ、技法、真性、来歴、状態についてのカタログ記載、別添文書、正誤表、口頭等で伝達された事前の参考情報はあくまでも当社の評価と意見であり、絶対的な事実として売買の根拠を構成するものではありません。したがって当社は、カタログ記載に関して何らの法的な義務を負うものではありません。また出品作品の中で食器としての名称があるものも美術鑑賞用であり食器の用途で使用することを前提としておりません。

3. 写真・イラストについての免責

カタログ中の作品写真や図版はあくまで判断の目安として供するもので、現物の色調や色彩や欠陥を正確に伝えるものではありません。

4. スタート価格

カタログに記載されたスタート価格は、あくまで当オークションにおけるスタート価格です。当社が参考として提出する評価であり、実際のオークションの場で売買される価格、あるいは何か他の目的に使用される指標価格等の根拠となるものではありません。

5. 作品状態についての免責

オークションで扱われる出品作品はその基本的本質において、年代を経たものが多く、完全な状態というものはありません。カタログに記載している状態についての記述はあくまで判断の目安であって、キズ等についての記載がない、「良好」という表現があったからといって、いかなる部分にも何の問題もないということではありません。また、校正ミスによる誤植等も完全ゼロということはありません。つまり、出品されたロットの状態（額装の有無、保存状態、欠陥等）はカタログに記載の限りではありません。したがって、オークション参加希望者は可能な限り下見会に参加して、購買希望ロットを自らの目で実物調査し、自らの責任と判断で購入することが強く求められます。落札後のカタログ記載情報と落札ロット実物との差異を理由とする売買契約の解消には応じられません。

(3) 下見会

下見会は原則として、各オークション開催日の前に、2-3 日間開催されます。最終の実施要綱とスケジュールは当該オークションのカタログ記載をもって確定のご案内といたします。購買希望者は希望のロットを実物調査して、自らの最終判断でオークションにご参加ください。しかし、ロットを傷つけるような作業をとまなう調査についてはお断りいたします。下見会では当社係員が可能な限り購買希望者の最終判断に役立つようなサービスを提供いたします。また、会場に来場できない参加者のためには、カタログ情報を補完するサービスとして電話による情報提供も実施いたしますが、当社はこれらのサービスが参加者の最終判断に与える影響等については一切の責任を負いません。なお、当オークションは会場内の確認とトラブル防止のため、録画および録音をする権利を有します。下見会の不注意による破損は、破損させた参加者がその責任を負い、購入金額を TCA 規約（５）—1. に規定された支払い期限までに支払うものとします。その場合の購入金額の算出は以下の通りとなります。

- ① 予想落札価格の上限価格に（４）— 1. に規定された手数料を合計した金額
- ② 30,000 円以下の表示の作品については一律 30,000 円に（４）— 1. に規定された手数料を合計した金額

購入金額の支払い後、破損物の所有権は破損させた参加者に移ります。

当社は、下見会に入場を希望する者に身分証明の提示とコピーの提出を求める権利を有します。また、当社はその裁量により下見会への入場を拒否、または入場後退場させることができます。

(4) 運営

1. 決済通貨と手数料

TCA は登録済みの参加者による競り売り方式で運営され、日本円を表示および決済通貨といたします。当社は落札者からロット番号一つにつきハンマープライスから下記の落札手数料を申し受けます。

- ・落札価格 100 万円以下の作品：20%
- ・落札価格 100 万円を超える作品：15%

また、落札手数料には消費税を加算いたします。

2. 競売への参加

TCA は誰でも見学はできますが、競りに参加できるのは TCA 参加登録者または参加登録者から全権を委任された代理人のみです。参加者はオークション当日、受付を済ませ、ご自分の BID 番号が印字されたパドルを受け取ります。購買希望ロットの競売の際には、そのパドルをオークションア（競売人）に明示することで、進行中の提示価格であれば購買の意思があることを伝達し、パドルを下ろすことで購買意思がないことを伝達します。また、補足的に口頭によってオークションア（競売人）に購買意思を伝えることもできますが、パドルは必ず上げている必要があります。当社は、TCA 参加登録希望者または参加登録者から全権を委任された代理人に対し身分証明の提示とコピーの提出を求める権利を有します。また、当社はその裁量により参加登録を拒否することができます。

3. オークション会場への入場

TCA は当社及び当社が指定する外部の場所で開催されます。当社は円滑なオークション進行を図るため、登録済参加者、見学者を問わず、当社独自の判断で、理由を告げず、会場への入場を拒否する権利を有します。また、TCA は会場内の確認とトラブル防止のため、録画および録音をする権利を有します。

4. オークションア（競売人）の権限

オークショニア（競売人）はオークション会場におけるオークション運営について以下の権限を保有し、かつ自己の自由な裁量に基づき：

- ①スタート価格や競り上がり価格の幅について、出品作品の価値から判断して、妥当と思われる独自の判断で決定してオークションを進行します。
- ②同額の委託入札者が2名以上いた場合の落札者を決定することができます。
- ③落札者をその場で決定するか、または引き上げて再度のオークションに付すかの決定をすることができます。
- ④落札者や落札価格等についての紛争が生じた場合は、それを裁定することができます、関係者はすべてその裁定に従わなければなりません。
- ⑤入札価格の如何を問わず、入札を拒否する権利を保有します。
- ⑥複数のロットを統合したり、一つのロットを分割したりすることができます。

5. 落札

落札者はオークショニア（競売人）が最終的に認定した最高額入札者であり、オークショニア（競売人）はハンマーを打ち下ろすことで落札者の決定をします。この時点で当社を代理人とする売主と落札者との間の売買契約が成立します。しかし、物理的に識別できない時間差やその他の理由により、新たな最高額の提示がハンマー打ち下ろし直後になされた場合は、オークショニア（競売人）は競売を続行することができます。落札者は当社から要請があった場合、落札後に当社所定の落札確認書に署名・捺印していただくことがあります。落札されたロットのハンマープライスと落札者をめぐり紛争が生じた場合は、当社の記録のみにより裁定するものとします。なお、落札された場合、作品・額の状態などを含むいかなる理由でもキャンセルはできません。

6. 電話入札（※現在電話入札は行っておりません。）

当社の指定した価格帯の作品は、会場と直接結ばれた電話を通じて競売に参加することが可能です。当社担当係員の人数、電話回線に限りがありますので、事前に電話等で当社に連絡の上、郵送、メールまたはFAXにて必要事項が記載された委託入札・電話入札依頼書に『電話 BID 希望』と大きく記入してお送りください（該当作品のオークション開催前日 18 時まで必着）。また、TCA は電話入札の会話の内容を後の確認や通話品質の向上等のため、録音する権利を有します。なお、以下のような理由により購買希望のロットが落札できないことが想定されますが、当社は理由の如何を問わず、落札できなかったことに対し責任を負いません。

- ①線不通、機械的トラブル等によるコミュニケーション断絶
- ②当該ロット競売時に申込者が留守等で連絡が取れなかった場合
- ③会場の入札価格競り上がりに対して、スピーディーな対抗的価格アップを決断できず、オークショニア（競売人）からそれ以上高額での入札の意思がないと認定された場合

7. 委託入札

すべてのロットについて、文書送付による入札参加が可能です。各オークションカタログの巻末にある委託入札申込書を郵送、FAX またはメールで当社宛にお送りいただき、送付後は必ず当社が受け付けたかどうかの確認の電話、メールをしてください。入札額は必ず日本円で記入してください。また、当社に持参あるいは下見会場にて当社担当者にお渡しください。委託入札は原則として、該当作品のオークション開催前日 18 時を期限とし、電話または口頭での委託入札のお申し出は一切受け付けることはできません。当社の委託入札担当者は、委託入札申込書に明記された最高入札額以内で、可能な限り安い価格で落札できるように努力いたしますが、委託入札申込書の誤読等、種々のアクシデントを 100% 排除できるものではありません。したがって、当社は理由の如何を問わず、落札できなかったことに対する責任を負いません。どうしても落札したいロットがある場合は、必ず会場に来て競売に参加することが強く求められます。

8. ライブビッド参加

インターネット回線を通じて、リアルタイムで競売に参加することが可能です。事前に TCA に会員登録を行った上で、オークション当日に当社指定 WEB サイトにログインし専用のライブビッド画面からご参加ください。なお、以下のような理由により購買希望のロットが落札できないことや誤った入札がされることが想定されますが、当社は理由の如何を問わず責任を負いません。

- ①回線不通、本システムあるいは本システムを搭載するサーバーのトラブル等による場合。
- ②誤入力、誤操作による場合

③会場の入札価格競り上がりに対して、スムーズな対抗的価格アップを決断できず、オークショニア（競売人）からそれ以上高額での入札の意思がないと認定された場合。

(5) 落札からロットの受取りまで

1. 購入代金と支払い期限

落札したロットのハンマープライスに（4）「オークションの運営」—1. に規定された落札手数料を合計した総額が、落札者が当社に支払う購入代金となります。落札者は購入代金の全額をオークション開催日から 10 営業日以内に支払わねばなりません。落札者の支払いがこの期限内になされない場合、(6)「落札者の支払い義務不履行」の条項の適用を受けることになります。請求書はメールにてお送りいたします。紙媒体での郵送は行っておりません。

2. 現金による支払い

当日のオークション会場で、またはオークション開催日から 10 営業日以内に当社まで来社して、現金にて購入代金を支払うことができます。お支払い後は当該ロットをお持ち帰りもできますし、配送の手配もお受けいたします。

3. クレジットによる支払（※現在クレジットによるお支払いは行っておりません。）

当日のオークション会場で、またはオークション開催日から 10 営業日以内に当社まで来社して、クレジットにて購入代金を支払うことができます。クレジットでの支払いの場合はクレジット会社の手数を加算いたします。（クレジットでの支払いは総額から 4 % 程度を足した金額となります。）お支払い後は当該ロットをお持ち帰りもできますし、配送の手配もお受けいたします。

4. 送金による支払い

オークション日から 2-3 日以内に、当社より落札者に請求書をメールにて添付いたします。請求書に従い銀行振り込みにてお支払いください。（振り込み手数料は落札者の負担となります。）

5. 落札ロットのお取り扱い

購入代金全額の支払いが当社にて確認された時点で、落札ロットの所有権は落札者に帰し、落札ロットの引渡しにより売買は完了いたします。(5) — 2.3. に規定されているように、落札者はオークション会場または当社保管場所にて落札ロットを引き取ることができますし、自らの責任、費用負担で梱包、配送の手配をすることもできます。お引き取り期限は落札した翌日から 14 日以内とします。また、当社は落札者の依頼と費用負担(梱包費、配送費の合計料金着払い)により、当社の選定した業者に依頼して、落札ロットの梱包、配送の手配をいたしますが、業者選定に関わる責任は一切負いません。なお、DHLJAPAN の輸送約款第 8 条（非取扱品目）に伴い、当社からの DHL での作品発送はできません。当社は、お支払いの如何に関わらず、落札ロットについて、オークション翌日から 14 日間保管いたします。それ以降の期間の保管について当社の自由な裁量で出品作品を外部の保管倉庫に移動して保管する権利を有します。したがって、落札者は、引き取り期限が過ぎた作品について、以下に定める保管料を支払うものとし、危険負担についても自己の責任といたします。

保管料

1Lot に付き 7 日まで 1,100 円

以後 7 日ごとに 1,100 円を加算して支払わなければならない

6. 落札後のロットに対する危険負担

支払い完了後の落札ロットに対する危険負担はすべて落札者の責任となります。落札後のロットに対し、落札者独自の判断に基づく付保額で付保したい場合は、当社に連絡の上、自らの負担と手配で付保してください。ただし、当社は、善意の売買契約仲介者として引渡し完了まで無償で保管し、付保しますが、支払い・引渡しの期限である 14 日間を最長期限といたします。また、当社は保管に際し、当社の付保した保険によってのみ落札者に対して責任を負うものとします。なお、落札ロットに付保される価額は当社独自の裁量によるものとし、〔購入代金〕を最高額といたします。保険についての規定は当社が契約する損害保険会社の「動産総合保険普通保険約款」に拠り、付保される範囲は作品「本体」の破損と盗難となります。額、ガラス等の付属物はハンマープライスに含まれないものとして、保険の対象となっておりません。したがって、当社が落札物の梱包、配送を請け負った場合、安全に落札者の手元に届けるべく最善を尽くしますが万一、額、

ガラス等に破損が生じても修理、補償の義務を負いませんのでご注意ください。また、落札ロットを海外に配送する場合、当社は一切付保いたしませんので必ず落札者が自らの負担と手配で付保してください。

7. 輸出入規制された作品および国・地域への対応

作品の中には「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」によって規制されている、象牙、ワニ革、べっ甲、骨、毛皮、珊瑚類を使用している作品が含まれている場合があります、それらの作品を国外へ輸出することは禁止されています。また輸出入が規制されている国・地域には国際発送が出来ません。これらの作品を落札された際は、すべて当社にてのお引き取り、または国内への発送となります。

8. 第三者による権利主張がなされた場合

後日、落札ロットに対して、当社および売主が予知できず、事前調査も不能であった第三者による質権、所有権等の主張がなされた場合は、日本の民法、古物営業法に則るものいたします。

(6) 落札者の支払不履行の場合の処置と当社の権利

落札者が本規約に定められた義務を履行しない場合には、当社は落札者に対して以下の権利を有するものといたします。

1. 支払い遅延金利の加算

支払期限を経過しても、購入代金全額の支払いが落札者によってなされない場合、落札者は当社に対し支払い期限日の翌日から支払い済みに至るまでの期間、購入代金全額に対して年率 18% の割合で延滞金利を購入代金に加算して支払わなければなりません。

2. 売買契約の解除

支払い期限を過ぎ、当社が落札者に購入代金等の全額の支払いを催告しても支払いがなされない場合、当社は落札者との売買契約を解除する権利を保有します。また、当社に登録された住所に誤りなく送付された支払い催告状が受取人不在、転居先不明または受け取りが拒否された場合も、当社は落札者に売買契約履行の意思がないものと見なし、売買契約を解除する権利を保有します。売買契約は、当社が落札者の登録住所に解除通知を送付した時点で受取人の住所不明、受取り拒否に関わりなく、解除されたものといたします。

3. カタログおよび会員権利の取り消し

また (6) - 2. の場合、当社は何らの義務を負うことなく、落札者のカタログ送付と会員としての諸権利を取り消すことができるものとします。

4. 落札者による損害賠償

売買契約が解除された場合、契約解除された落札者は、落札ロットに対する一切の権利を喪失し、当社はその落札者に通告することなく改めて当該ロットを競売に付すか第三者に売却する権利を保有します。再競売における購入代金または売却における売却価額が、その落札者が支払うはずであった購入代金を下回った場合、当社はその落札者に対してその差額負担と支払い不履行によって生じたすべての費用を損害賠償として請求する権利を保有します。

(7) 落札ロットが贋作であった場合の落札者に対する補償と当社の責任の範囲

1. 請求期限と証明手順

競売の日から 1 年以内に、当社がカタログに記載した情報を前提として落札された作品の作者が実質的に正しくないと落札者が考える場合、落札者は文書により、購入代金の全額の払い戻しを当社に対して申し立てることができます。申し立て後、落札者は落札ロットをオークション時と同一の状態で当社に返却し、落札時の当社請求書または領収書と贋作を証明するに足る証拠と証明にかかった鑑定料の領収書を添えて当社に提出してください。また、当該ロットに第三者のいかなる権利も存在しないことが必要です。当社がその証明を正当と判断した場合、当社は落札者に対して購入代金の全額と証明にかかった鑑定料を返却いたします。ただし、以下については、この規定を適用しません。

①「成り行き」表示のロット

②故外国人作家や故文学者などで、世界的に認知され、かつ鑑定書を発行できる鑑定家もしくは、鑑定機関の存在しない作家の作品。なお、専門家の意見は正当な鑑定結果とはみなしません。

③エスタンプ版画・複製工芸画作品

④複数点セットのうち、画像掲載がされていない作品

⑤陶磁器、ガラス、工芸品、コイン、メダル、宝石、玩具等

⑥当社が鑑定機関として相応しくないと判断した団体や組織の発行する証拠

⑦作家または当社が定める公的な鑑定人以外が発行した証拠

2. 鑑定委託

当社は信頼できる鑑定機関が存在する場合、以下の要領により、当社独自の裁量で鑑定機関を決め、真贋をその機関の鑑定結果に委ねる権利を保有します。

①故作家の作品は当社の定める専門美術商団体の鑑定委員会、所定鑑定人、専門美術研究家等による真性鑑定。

②現存作家の作品は作家本人、またはその公に認められている鑑定代理人か法定上の関係者による真性鑑定。

③版画は当社の定める鑑定機関等としますが、版画の場合はそれに該当する機関が存在する作家は少なく、原則としてカタログレゾネを最重要な参考資料とします。しかし、カタログレゾネの存在しない作家、カタログレゾネの誤記や未掲載作品等もあるため、これらの作品については、当社見解をもって最終的な真贋の判定といたします。

④漫画家は当社の定める鑑定機関等としますが、漫画家の場合はそれに該当する機関が存在する作家は少なく、原則として作家本人、当社の定める財団、プロダクション、事務所などが正式に発行した証拠、または公に認められている鑑定代理人か法定上の関係者による証拠以外は真贋の対象なりません。

3. 返金の免責

以下の場合当社は返金すべき責任を負いません。

①オークションのカタログ記載や当日の会場での説明が、その時点での専門家、学者から一般的に受け入れられていた定説であった場合、またはカタログに作者については論争や不明点があると記載されていた場合。

②カタログ作成時には一般的に使用されていなかった科学的調査方法、オークション当時では著しく高価である方法、または現実に実行不可能あるいは作品を傷つける恐れのある調査方法によって贋作であることが証明された場合。

4. 返金を申し出ることができる人

当社が請求書を送付した落札者本人であり、落札ロットに関して第三者のいかなる権利関係も存在せず、所有権、名義を当社に完全に移転しうる法的権利を保有していることが必要です。その後の売買等により、所有権等が第三者に移転した場合は、当社はその第三者に対していかなる責任も負いません。

5. 当社の権利と責任の範囲

当社は、贋作であるとの申し出に対し、対抗的に真作であることを証明するため、科学的あるいは他の方法により調査する権利を有します。また、調査方法はオークション当時に使用されていたか否かを問わずあらゆる方法が含まれます。当社はこのような調査の結果、贋作であると判断した場合は購入代金を落札者に返金いたしますが、当該ロットに支払われた購入代金と贋作の証明にかかった鑑定料以上の返金をするではなく、落札後から返金に至るまでの期間に対する金利等はお支払いいたしません。また、当社、売主、当社従業員、当社代理店の何れも、作者、最初の出所、時代、古さ、想定される作者、真性、来歴についてのカタログ記載の正確性について、また記載の間違い、当該作品についての瑕疵や欠陥についても一切の責任を負わず賠償等の義務は負いません。

(8) 当社の役割と売主に対する売却手数料

当社は TCA を通じて、売主の代理人として、落札者との間に本規約に基づく売買契約を締結し、それに基づき売却を完了させるものであります。当社は売主が委託した出品作品について、1 ロットにつき、ハンマープライスの 10% の売却手数料＋手数料に対する消費税は TCA を通じて売却いたします。なお、TCA は公開オークションであり、入場の許可や落札者を誰にするかについて、当社は一切の権限を保有し、これについての問い合わせに情報開示する義務を負いません。

(9) 委託から入金までの具体的な手順

1. 参加登録

売主として所有している作品を出品するには、まず出品者として登録をす

ることが必要です。出品登録を行ってください。「預かり証」に記載されたキャンセル締切日までに出品登録が完了していない場合、出品の取り消しとなる場合があります。また、当社は、登録時に本人確認書類の提示とコピーの提出を求める権利を有します。

2. 出品査定のための情報送付

特に形式は問いません。分かっている限りの作品情報をお寄せください（形式は郵便、Eメール、FAXなど不問）。これらの情報をこのカタログ添付の「出品査定申込書」フォーマットを利用して作成し、送付またはFAXしてください。なお受付締切は、おおよそ、オークション開催日の60日から90日前ですが、出品作品が多い場合はそれより早く締め切ることもあります。

3. 予想落札価格設定

当社で作品情報と写真を検討し、おおよその予想落札価格帯を設定し、ご連絡します。それに対し、売主が特に異存がなければ出品となります。なお、当社の予想落札価格はあくまで当社のその時点における意見であって、口頭であれ文書であれ、カタログに記載されたものであれ、実際にオークションにおいて売買される価格を保証するものではありません。

4. 最低売却価格（リザーブ価格）の合意

売主は、これ以下の価格では売りたくない最低売却価格（以下リザーブ価格）を当社と協議、合意の上、日本円にて設定することができます。リザーブ価格より手数料をハンマープライスにに応じて差し引きます。しかし、1ロットにつき、スタート価格が10,000円未満の作品または成り行き表示の作品はリザーブ価格を設定することができません。また、一旦リザーブ価格が設定されると、当社の同意がない限り、変更することはできません。協議の過程で売主の希望するリザーブ価格と当社が予測する予想落札価格とに大きな開きがあり、合意に達しない場合は出品をお受けすることができない場合があります。なお、リザーブ価格は当社予想落札価格の下限価格を超えて設定することはできません。

5. 出品作品の配送、掲載内容確認および保管

前記（1.～4.）の過程で、基本的合意に至りましたら、出品作品を売主の梱包費、配送費負担で当社までお送りくださるか、ご持参ください。作品の到着後、当社にて、出品条件等の確認、作品の検品、調査をしてカタログ掲載用の原稿を作成します。作成されたカタログ掲載用原稿と出品条件等が記された「預かり証」は、売主に郵送され、出品内容の最終確認や誤りの訂正をしていただきます。この最終確認をもって売買委託契約の最終合意とし、「預かり証」に記載されたキャンセル締切日以降の出品取り消しや出品条件の変更はできません。作品は到着から落札者に引渡されるまで当社にて保管いたします。鑑定中の作品については、売主、当社共に鑑定機関から後日通知される結果・指示に従うものといたします。その結果によっては、出品の取り消しとなる場合があります。

6. カatalog掲載

カatalog掲載についての撮影、原稿作成等はすべて当社にて行い、カatalog掲載に関する費用は、特別の場合を除き、当社が負担いたします。

7. 売買契約の成立

TCA規約（4）－5.に規定された落札決定時点で当社を代理人とする売主と落札者との間の売買契約が成立します。

8. 売主売却代金のお支払い

売主に対する売主売却代金の支払いは、落札者からの入金を確認後、オークション開催日から20～30日後となります。これをもって売買契約は完了します。複数作品を出品され、落札者が複数である場合は、分割して支払うことがあります。

9. 不落札の場合

不落札の場合は、オークション後の1週間を「アフターセール期間」として、合意した条件をもとに売却努力を続けます。このアフターセールでも売却ができなかった場合は、再競売に付すか、当社を通じて第三者への売却をするか、返却するか、当社と相談の上ご決定ください。返却に際しての梱包、配送費用はすべて売主の負担となります。当社ではオークションの翌日から14日間は無料で保管いたしますが、それ以降の期間の保管について当社の自由な裁量で出品作品を外部の保管倉庫に移動して保管する権利を有します。したがって、売主は、引き取り期限が過ぎた作品について、TCA規約（5）－4に規定された保管料を支払うものとし、危険負担についても自己の責任といたします。

（10）出品作品の配送・保管・展示等に伴う危険負担

1. 委託品への付保

当社は、売主から委託された作品に関しては、作品到着後から落札者からの支払い完了によって所有権が移転するまで、または不落札で売主に返却されるまで（期限はオークション当日から14日以内）の期間付保します。付保される価額は当社独自の裁量によるものとし特に取り決めのない限り以下の通りです。

①スタート価格がある作品については：

スタート価格の150%の金額

②予想落札価格がない作品については：

10,000円の10%を引いた金額

付保される範囲は作品本体の破損と盗難で、額等の付属物は、保険の対象となっておりませんので、委託期間中万一、額等に破損が生じても修理、補償の義務を負いません。補償に当たっては、当社が契約する損害保険会社との「動産総合保険普通保険約款」によります。当社は付保した保険によってのみ売主に対して責任を負うものとし、その最高額は上記の①、②に明記の通りです。

2. 保険免責事項と出品者の責任

また、前記の「保険約款」により、次に掲げる損害に対して保険金は支払われませんのでご注意ください。

①直接であると間接であるとを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。

②直接であると間接であるとを問わず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。

③その他、前記「動産総合保険普通保険約款」に定める免責事項

この付保行為は、全く当社の売買契約代理人としての善意によるもので、所有権が落札者に移動するまでは、出品された作品に対する危険はすべて売主の負担となります。したがって、特に高額な出品作品については、売主は自己の負担と責任において、独自の保険条件で出品作品に付保することができますし、そのようにされることをお勧めします。その場合は、付保後当社にその旨をお申し出ください。

（11）売主としての資格要件、売主の責任および負担すべき費用

1. 出品作品の完全な所有者

売主は、第三者のいかなる権利もなく、落札者に完全に所有権を移転できる出品作品の完全な所有者であるか、完全な所有者から法的に全権を委任された代理人であることが必要です。もし、出品作品に対しての第三者のどのような権利であれ、それを隠蔽して出品した場合、売主は当社または落札者に対してそのことの結果によって生じたいかなる経費や出費についても補償しなければなりませんし、当社および落札者は法的手段を講じる権利を保有します。

2. 真実の情報を提供する責任

売主は、出品作品の作家名、作品名、サイズ、サインの有無、技法、制作年、保存状態、レゾネ番号、来歴、付属物その他の情報について、当社に対して知っている限りの真実を伝えなければなりません。当社は、売主から伝達された情報に意図的な虚偽があり、それをオークション前に発見した場合は、委託された作品を一方的に返却してオークション出品を取りやめる権利を有します。また、当社従業員による通常の事前調査では発見不可能な上記情報に関する真実、欠陥、瑕疵等が隠蔽されたまま出品作品がカタログに掲載され、落札された場合は、当社または落札者は売買契約を破棄し、当該ロットを返却するだけでなく、そのことによって生じたいかなる損害についても、売主に請求する権利を保有します。

3. 故意の競り上げ行為の禁止

売主は自分が出品した作品のハンマープライスを競り上げるために、自らが、または第三者を雇ってオークション会場で入札することはできません。

4. 出品の取り消し

売主は、（9）－5に定められた売買委託契約の最終合意日以降の出品取り消しはできません。ただし、売主の都合による出品取り消しの場合は、出品作品1Lotにつき、予想落札価格の下限価格の20%＋手数料にかかる消費税、予想落札価格がない作品については一律11,000円を申し受け、取り消し料の入金をもって作品の出品を取り消すことができます。なお、取り消し料の入金が競売日前日までに確認できない場合、キャンセルの意思がないものとみなし、そのまま作品を競売にかけられる権利を有します。

5. 売主の費用負担

売主は、以下の項目については自己の責任で費用を負担しなければなりません。

①梱包、配送費用

当社までの梱包、配送費用および、不落札の場合の売主到着までの梱包、配送費用

②保険費用

発送時点から売買契約完了時まで、または不落札で売主に返却されるまでの期間の保険費用

③鑑定費用

第三者機関への鑑定あるいは調査依頼に関わる費用

④鑑定書発行費用

鑑定機関等からの鑑定書の取得に関わる費用

⑤修復費用

修復、額装に関わる費用

⑥保管料

出品作品不落札の場合の当社保管期間の期限以降の保管料

(12) 出品作品売却に関する当社の権限と責任

1. カタログに関する当社の編集権と著作権

当社は掲載する情報、写真の撮影、掲載方法、ロット番号の付与、掲載順等のカタログ編集についてのすべての権限を保有し、自由に編集し、使用することができます。なお、鑑定中の作品については、売主、当社共に鑑定機関から後日通知される結果・指示に従うものといたします。その結果によっては、出品の取り消しとなることがあります。売主は事前の閲覧等はできません。また、カタログに掲載の写真、図版、解説記事に関する著作権はすべて当社に帰属し、何人も当社の事前許可なしに使用することはできません。

2. 競売方法についての権限

当社は出品されたロットの下見会での展示方法、競売の開催場所と方法、複数ロットの場合のグルーピングや分割の仕方、落札者の決定、出品ロットを引いて再競売に付す等のオークションにおける競売についてすべての権限を保有します。

3. リザーブ価格以下での売却

リザーブ価格のあるロットについては、オークショニア（競売人）はそれ以上の価格で売れるように努力しますが、当社は売買成立の成否については一切の保証をすることができません。また、当社のオークショニア（競売人）は、ロットをリザーブ価格以下で売却する権利を保有します。この場合は、当社は売主に対して差額を補償し、リザーブ価格で売却できた場合と同じ金額の売主売却代金を売主に支払う義務を負います。

4. 不落札の場合

当社はいかなる場合も、売主に対して当社予想落札価格に相当する金額を支払う義務、または一定期間その金額を立て替える義務を負いません。

5. 落札者による支払いがなされなかった場合

落札者からの入金が事務的理由、または故意でない理由により規定の期限より遅延した場合は、当社は落札者からの入金に最善を尽くし、入金確認後、すみやかに売主に対して売主売却代金の支払いを実行します。落札者に購入代金の支払能力が認められない場合、または、売買契約を履行する意思がないと当社が判断した場合は、落札者の契約不履行による売買契約の解除となり〔(6)「落札者の支払い不履行の場合の処置と当社の権利」〕に準ずるものとします。当社はこれによって生じた全ての損失を落札者から徴収するためあらゆる手段を講じますが、当社自身が補償的に売主売却代金に相当する額を売主に支払う義務は負いませんし、売主が落札者に対して何らかの法的な手段を講じる場合、当社が同一の手段をとるかどうかについては当社独自の判断によるものとします。

(13) 出品作品が贋作であった場合の売主の責任と当社の権限

オークションの日から1年以内に、落札者が本規約(7)「落札ロットが贋作であった場合の落札者に対する補償と当社の責任の範囲」に定める過程を経て贋作であると当社が認めた場合は以下の通りとします。

1. 落札ロットに対する支払いが未了の場合

贋作と認定された時点で、落札者から当社への支払いがまだなされていなかった場合は、当社は売買契約を解除し、売主は当社を通じて落札者が贋作の証明の為に費やした鑑定料を返却しなければなりません。鑑定料の返却が

完了した後、当該ロットを売主に返却いたします。

2. 落札ロットに対する支払いが完了の場合

贋作と認定された時点で、当社がすでに売主に対して売主売却代金の一部または全額を支払っていた場合は、当社の要求により売主は当社が支払った全額を返却しなければなりません。更に当社を通じて落札者が贋作の証明の為に費やした鑑定料を返却しなければなりません。また、この場合、当社は、売主に支払った全額に対応するいかなる売主の資産に対しても法的な最優先権を実行できる権利を保有します。

(14) 反社会的勢力等の排除

参加者、売主が以下に該当したとき、または該当していたことが判明したときは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるものとします。

①暴力団（団体）

②暴力団員（団体の構成員）

③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう）

⑤暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう）

⑥総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）

⑦社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）

⑧特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりをも有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）

⑨共生者

・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる関係を有する者

・暴力団員等に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

・暴力団員等に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係を有する者

⑩その他①～⑨に準ずる者（以下、合わせて「反社会的勢力」という）

参加者、売主が次の各号にひとつでも該当したときは、当社は別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるものとします。

①社に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当社の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。

②偽計または威力を用いて当社の業務を妨害すること。

③当社に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること。

④反社会的勢力である第三者をして①～③の行為を行わせること。

本規約によって立つ法的根拠と管轄裁判所

本規約は日本国の法律をその法的根拠とし、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所といたします。

許可なく、本書の一部または全部の複写・複製およびインターネット等での使用を禁じます。